

山田緑地“30世紀の森づくり”アドバイザー会議 開催要綱

(趣 旨)

第一条 この要綱は、北九州市が山田緑地の整備及び管理運営を行うにあたり、公園の基本テーマである「30世紀の森づくり」に沿った自然の保護・管理に関する専門的な意見を得るため、「山田緑地“30世紀の森づくり”アドバイザー会議」(以下「アドバイザー会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第二条 アドバイザー会議の構成員は、山田緑地の基本テーマに沿った円滑な整備及び管理運営を図るため、自然の保護・管理に関する専門的な立場から、次の事項について意見を述べるものとする。

- ① 山田緑地の整備及び管理運営に関し必要な事項について、自然の保護・管理に関する専門的な立場から、必要に応じ調査し、意見を述べること。
- ② 専門部会に対し、意見を述べること。

(構 成)

第三条 構成員は自然科学について優れた識見や専門知識を有するもののうちから、建設局長が選任する。

- 2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(選任期間)

第四条 構成員の選任期間は2年とする。但し、構成員の再任は妨げない。

- 2 補欠構成員の選任期間は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 アドバイザー会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長はアドバイザー会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 このアドバイザー会議の下部組織として、個別の項目について専門的に調査研究を行う「専門部会」を設置することができる。専門部会の開催及び構成員の選定は、アドバイザー会議の同意を得て決定するものとする。

(会議の公開等)

第七条 アドバイザー会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、アドバイザー会議の決定により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 北九州市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項を検討する場合

- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(招集)

第八条 アドバイザー会議は建設局長の要請に基づき、会長が招集し、会長が議長を務める。

(守秘義務)

第九条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第十条 アドバイザー会議の庶務は、建設局公園緑地部みどり・公園整備課において処理する。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほかアドバイザー会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

- 1 この要綱は、平成30年1月9日から施行する。
- 2 山田緑地管理委員会設置要綱は廃止する。